**大阪府立自然公園条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について**

１ 改正の経緯

大阪府では自然公園法の規定に基づき府立自然公園条例を定め、優れた自然の風景地の保護を目的として、府立北摂自然公園（高槻市、茨木市、島本町、豊能町、能勢町）及び府立阪南・岬自然公園（阪南市、岬町）を指定し、自然公園区域内の様々な行為を規制しています。

このたび国（環境省）において、国立・国定公園の保護と適正利用を目的として、自然公園法の一部改正（令和４年４月１日施行）が行われ、野生動物に対し餌を与える行為が新たに規制対象となるとともに、特別地域における無許可での工作物の新築等についての罰則が引き上げられました。併せて、自然公園法施行令及び自然公園法施行規則の一部改正が行われ、許可が必要な行為の追加や許可基準が変更されました。

府立自然公園においても、近年、野生動物の目撃情報が増加していることから、人的・物的被害を防止するために餌付けを規制対象とするとともに、森林法等の他法令と比較しても無許可行為等に対する量刑が軽いことから、府立自然公園条例を改正し、自然公園法と同様の罰則強化を行うこととし、併せて同条例に基づき制定している府立自然公園条例施行規則についても、規定整備を行うものです。

２ 大阪府立自然公園条例の主な改正概要

（１）利用に関する規制における対象行為の追加

野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。）に餌を与えること及び接近すること等、野生動物の生態に影響を及ぼす行為で、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを追加する。

特別地域又は集団施設地区内において、上記の規定による職員の指示に従わない行為があった場合の罰則について、「30万円以下の罰金」に処する。

（２）特別地域における違反行為に対する罰則の引上げ

特別地域の違法な工作物の設置や木竹の伐採、動物の捕獲等、行為規制に違反した場合の罰則について、「６月以下の懲役又は50万円以下の罰金」を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。

（３）公園管理団体の行う業務の見直し

公園管理団体が実施する業務について、自然の風景地の保護に資する活動及び自然公園内の施設の補修その他の維持管理の実施能力については、従来どおり必須要件とするが、自然公園の保護と利用推進に関する情報又は資料収集、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を、必須要件としない。

３ 大阪府立自然公園条例施行規則の主な改正概要

 （１）特別地域における許可を要する行為の追加

知事が指定する道路（舗装されていない歩道）で車馬を使用することを、特別地域における

風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為に追加する。

（２）特別地域における許可基準の変更等

・施行規則第15条第10項から第12項に規定する工作物の新築、改築又は増築の許可基準として申請に係る場所が、条例の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、５年を経過していること（木竹の伐採が僅少である場合を除く）を追加する。

・施行規則第15条第13項に規定する工作物の新築、改築又は増築について、照明装置を用いて森林又は河川その他の自然物に照明を行うものの許可基準を追加する。（色彩、形態、期間、動光等）

・施行規則第15条第19項に規定する広告物等の掲出、設置又は工作物等への表示について、光源を用いるものの許可基準を追加する。（照明範囲、期間及び時間を必要最小限にする）

４ 今後の予定について

令和５年２月定例府議会へ条例案を提出する予定

５ 施行期日

令和５年４月１日施行予定。ただし、餌付け等の禁止と罰則引き上げ、特別地域における許可を

要する行為の追加及び許可基準の変更の改正は、令和５年７月１日施行予定。